

教育における住民参加・参画

岡山県生涯学習審議会副会長
(香川大学生涯学習教育研究センター准教授)

山 本 珠 美



平成十八年教育基本法が改正され、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第十一条）が新たに加わった。以来十年、学校・家庭・地域の連携に関する様々な施策が実施されている。

昨年十二月二十一日に出された中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、過去十年の取組を踏まえ、学校に置かれる学校運営協議会と、地域に設けられる地域学校協働本部、この二つが車の両輪となつて、一層の連携推進を図ることが謳われている。

学校運営協議会（平成十六年）とは、学校を「地域の教育施設」として、校長や保護者、地域住民等が学校運営について協議する機関である。設置率は、平成二十八年四月一日現在、全国平均で一割未満と低いが、岡山県は二十三・三%となつており、山口県、京都府、大分県、宮崎県に次ぐ全国五位である。岡山県は比較的進んでいると言えよう。

ところで、学校だけが「地域の教育施設」ではない。学校教育から社会教育に目を転じてみよう。すると、学校運営協議会と同様の

制度が社会教育の領域では戦後初期から存在していたことが分かるだろう。

公民館運営審議会は、「地域の教育施設」である公民館を地域住民が運営する制度として、昭和二十四年の社会教育法制定とともに誕生した。その他、社会教育委員、図書館協議会、博物館協議会など、地域住民が運営に関わる制度は昭和二十年代後半に整えられている。

既に還暦を超えているこれらの制度ですが、上手く使いこなせているかというと、甚だ心許ないと言わざるを得ない。会長、委員、そして事務局が一体となつて活発な活動をしている例がある一方、形骸化しているのではないかといふ批判の声も少なくない。

「形から入る」という言葉はあるものの、形だけ整えて終わりではない。制度は使いこなしてはじめて意味を持つ。今後ますます設置増が予想される学校運営協議会が真に地域連携の要となるためには、委員一人ひとりの意欲・能力を引き出す会のあり方が問われてくる。さて、読者のお住まいの地域に設置されているこれらの会は、きちんと役割を果たしてみるだろうか。